

## 第 48 回

# 東小川土地区画整理審議会

平成 20 年 12 月 17 日（水）

午後 2 時～

焼津市役所 議会庁舎 4 階第 3 委員会室

## 第 48 回東小川土地区画整理審議会 次第

1 会長挨拶

2 課長挨拶

3 報 告

( 1 ) 平成 20 年 11 月人事異動による職員紹介 - 2 -

( 2 ) 東小川土地区画整理事業 事業計画第 3 回変更について

( 3 ) 平成 20 年度 9 月補正予算について - 3 -

4 議 事

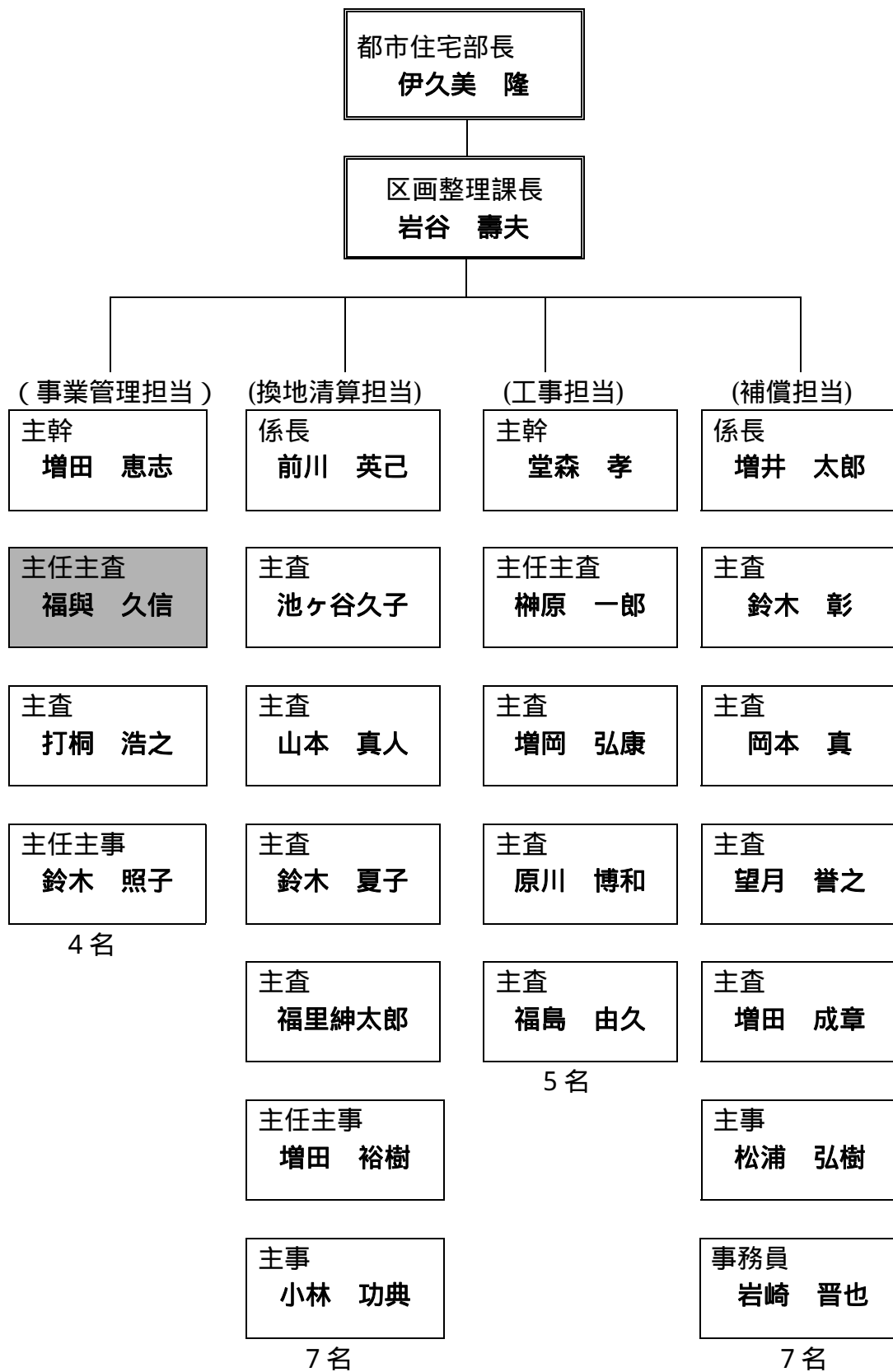
第 1 号議案 第 30 回仮換地指定について ( 諮問議案 ) - 4 -

第 2 号議案 保留地の設定について ( 諮問議案 ) - 5 -

第 3 号議案 東小川土地区画整理審議会議事運営規程の  
一部改正について - 6 -

5 その他

## 平成 20 年 11 月人事異動 都市住宅部区画整理課の職員配置表



新規配属

## 報告事項3

## 平成20年度 東小川土地区画整理事業費 予算概要(9月補正後)

事業区分	H20年度当初 (A)	9月補正予算 (B)	計 (A) + (B)	H20予算説明(9月補正後)	補助率等	上段(国費)
						下段(市費 + 起債)
国庫補助 通常費 区画整理事業費	20,000	0	20,000	移転補償 事務費	国5.0 / 10	10,000
						10,000
国庫補助 臨時交付金 区画整理事業費	204,000	43,000	247,000	小川下小田線、小川4号線道路築造工事 移転補償、事務費	国5.5 / 10	135,850
						111,150
焼津南東地区まちづくり交付金事業費	103,400	0	103,400	区画道路築造工事、整地工事 移転補償、事務費	* 国4.0 / 10	0
						103,400
地方特定 区画整理事業費	29,000	0	29,000	区画道路築造工事 移転補償、事務費	起債	
						29,000
市単独 区画整理事業費	70,000	28,000	98,000	工事(整地工事、付帯工事、維持修繕ほか) 委託料(換地諸費、建物積算、事業計画変更、事業再評価ほか) 移転補償、補償(101条補償、ガス管移設、仮設水道管) 使賃料(土地借上、建物借上)、事務費外		
						98,000
合計	426,400	71,000	497,400	幹線道路築造240m、区画道路築造415m 移転補償 16件		145,850
						351,550

\*まちづくり交付金の補助率は対象全事業の合計で4.0 / 10ですが、事業ごとの補助率は市が決定できるため、事業により補助率が異なります。

## 平成19年度繰越事業

事業区分	翌年度繰越額	説明	補助率等	事業進捗率(見込)	
				H20年度未予定(H19繰越含)	約
国庫補助 通常費 区画整理事業費	1,200	移転補償	国5.0 / 10		
国庫補助 臨時交付金 区画整理事業費	54,600	移転補償	国5.5 / 10	H20年度未予定(H19繰越含)	約77.9%
焼津南東地区まちづくり交付金事業費	26,400	移転補償	国4.0 / 10		
地方特定 区画整理事業費	2,600	移転補償	起債		
現年 + 繰越計	582,200	幹線道路築造240m、区画道路築造415m 移転補償 26件			

第 1 号議案（諮問議案）

第 15 回仮換地指定について

別冊仮換地指定調書及び別冊仮換地指定図面のとおりに仮換地を指定したいので、土地区画整理法第 98 条第 3 項の規定により貴審議会の意見を求めます。

記

- |   |                 |        |
|---|-----------------|--------|
| 1 | 仮換地指定調書（第 15 回） | 別冊のとおり |
| 2 | 仮換地指定図面（第 15 回） | 別冊のとおり |

平成 20 年 12 月 19 日

志太広域都市計画事業会下ノ島石津土地区画整理事業

施行者 焼津市

代表者 焼津市長 戸本 隆雄

第 2 号議案（諮問議案）

保留地の設定について

別冊仮換地指定調書中の保留地調書のとおり保留地を設定したいので、土地  
区画整理法第 96 条第 3 項の規定により貴審議会の同意を求めます。

記

仮換地指定調書（第 15 回）中の保留地調書      別冊のとおり

平成 20 年 12 月 19 日

志太広域都市計画事業会下ノ島石津土地区画整理事業

施行者      焼 津 市

代表者      焼津市長 戸本 隆雄

第3号議案

会下ノ島石津土地区画整理審議会議事運営規程の一部改正（案）

会下ノ島石津土地区画整理審議会議事運営規程の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(議事録及び会議資料)」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 議事録及び会議資料は、焼津市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除き、公開するものとする。

附 則

この改正は、平成20年12月19日より施行する。

新旧対照表

東小川土地区画整理審議会議事運営規程の一部改正

旧	新
<p>東小川土地区画整理審議会議事運営規程</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議事録は一般の縦覧に供しないものとする。</u></p>	<p>東小川土地区画整理審議会議事運営規程</p> <p><u>(議事録及び会議資料)</u></p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議事録及び会議資料は、焼津市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除き、公開するものとする。</u></p>
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>

## 東小川土地区画整理審議会議事運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、志太広域都市計画事業東小川土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の議事運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、土地区画整理法第61条第1項の会長1人のほか副会長1人を置く。

2 委員は、会長及び副会長を互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

5 会長及び副会長は、辞任しようとするときは審議会の承認を受けなければならない。

6 会長及び副会長は、委員の資格を喪失したときにはその地位を失う。

(委員の議席)

第3条 委員の議席は、副会長は会長の隣席とし、他の委員の議席は抽選にて定める。

(委員の出欠)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(委員の退席)

第5条 会長は、委員個人の利害に係る事項を審議するときは、審議会に諮って当該委員の退席を求めることができる。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出て承認を受けなければならない。

3 会長は、会議中に土地区画整理法第62条第3項の定足数を欠くに至る恐れがあると認めるときは、委員の退席を禁止することができる。

(開・閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言して行う。

(流会・休憩)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、会長は流会を宣言する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩または流会を宣言する。

(議事の運営)

第8条 会長は、議事の順序を定め議事を総理する。

(発言及び議事の中止)

第9条 会議における発言は、会長の定める順序に従って行わなければならない。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又は会議に諮って議事を中止することができる。

< 改正前 >

(採決)

第 10 条 会長は、議案の採決方法を定め、採決の結果を直ちに宣言する。

(会議の非公開)

第 11 条 審議会の会議は、原則として非公開とする。

2 委員は、会議に録音機等の器具を持ち込んではない。

(議事録)

第 12 条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及びその日時
- (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
- (3) 会議の途中で出席し、または、退席した委員の氏名及びその時刻
- (4) 志太広域都市計画事業東小川土地地区画整理事業施行に関する条例第 17 条の出席者の氏名
- (5) 会議に付した議案名及びその採決に関する事項

2 議事録には、会長及び会長の指名する委員 2 人が署名捺印する。

3 議事録は一般の縦覧に供しないものとする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 6 年 12 月 9 日より施行する。

## 東小川土地区画整理審議会議事運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、志太広域都市計画事業東小川土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の議事運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、土地区画整理法第61条第1項の会長1人のほか副会長1人を置く。

2 委員は、会長及び副会長を互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

5 会長及び副会長は、辞任しようとするときは審議会の承認を受けなければならない。

6 会長及び副会長は、委員の資格を喪失したときにはその地位を失う。

(委員の議席)

第3条 委員の議席は、副会長は会長の隣席とし、他の委員の議席は抽選にて定める。

(委員の出欠)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(委員の退席)

第5条 会長は、委員個人の利害に係る事項を審議するときは、審議会に諮って当該委員の退席を求めることができる。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出て承認を受けなければならない。

3 会長は、会議中に土地区画整理法第62条第3項の定足数を欠くに至る恐れがあると認めるときは、委員の退席を禁止することができる。

(開・閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言して行う。

(流会・休憩)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、会長は流会を宣言する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩または流会を宣言する。

(議事の運営)

第8条 会長は、議事の順序を定め議事を総理する。

(発言及び議事の中止)

第9条 会議における発言は、会長の定める順序に従って行わなければならない。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又は会議に諮って議事を中止することができる。

< 改正(案) >

(採決)

第 10 条 会長は、議案の採決方法を定め、採決の結果を直ちに宣言する。

(会議の非公開)

第 11 条 審議会の会議は、原則として非公開とする。

2 委員は、会議に録音機等の器具を持ち込んではない。

(議事録及び会議資料)

第 12 条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及びその日時
- (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
- (3) 会議の途中で出席し、または、退席した委員の氏名及びその時刻
- (4) 志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業施行に関する条例第 17 条の出席者の氏名
- (5) 会議に付した議案名及びその採決に関する事項

2 議事録には、会長及び会長の指名する委員 2 人が署名捺印する。

3 議事録及び会議資料は、焼津市情報公開条例第 7 条各号に規定する非公開情報を除き、公開するものとする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 6 年 12 月 9 日より施行する。

(施行期日)

この改正は、平成 年 月 日より施行する。

< 改正 (案) >